

土木工事標準積算基準書 (機械編)

令和4年10月1日

令和5年10月1日一部改正

福島県土木部

この図書の全部または一部について販売目的のために、複写
(複製、転載、磁気データ作成等)することを禁止する。

土木工事標準積算基準（機械編）

読み替え表

1. 土木工事標準積算基準（機械編）において、以下のとおり読み替えるものとする。

本編（読み替え前）		読み替え後
各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事	→	福島県土木部所管の工事
各地方整備局設定単価	→	土木事業単価表の単価
各地方整備局統一単価	→	土木事業単価表の単価
「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額	→	「福島県旅費条例及び関係規則」の知事等以外の職務にある者相当額
「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額	→	「福島県旅費条例及び関係規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は知事等以外の職務にある者相当額
「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の3級相当額	→	「福島県旅費条例及び関係規則」の旅館に宿泊する場合の知事等以外の職務にある者相当額
各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業	→	福島県土木部所管の事業

2. 以下については、土木工事標準積算基準（機械編）を適用せずに、土木工事標準積算基準（福島県土木部版）を適用する。

頁	項目
IX-1-37	5 端数処理
IX-1-37	6 材料費等の価格等の取扱い
IX-1-39	7 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整
IX-1-40	8 連続発注工事における工数補正
IX-1-41	10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整

3. 県独自基準と本基準の記載内容が重複する場合、県独自基準を優先する。

・県独自基準 例) 施工歩掛決定基準、設計資材単価等決定基準